



もしも、海外で、大切な日本の地名や商品名の類似商標を見つけたら、どうしますか？



類似商標は、放置しないことが重要です

近年、海外で、日本の地名や商品名に似ている商標が出願・登録されているケースが多発しています。これを放置すると、その国や地域で名称が使用できなくなるばかりか、日本の商品の信頼や価値が損なわれるなど、様々な問題が発生します。こうした事態を防ぐために、類似商標が出願・登録された場合の対抗策を知っておく必要があります。しかし、商標制度はそれぞれの国や地域の法律に基づいて運用され、対抗策も異なります。類似商標を見つけた時は、まず専門家に相談しましょう。

- 相談先： 日本国内特許商標事務所、弁理士、弁護士、知財コンサルティング会社等
- 相談時必要情報：【必須】対象の国や地域名、商標、出願/登録番号【補足】出願人名、出願日

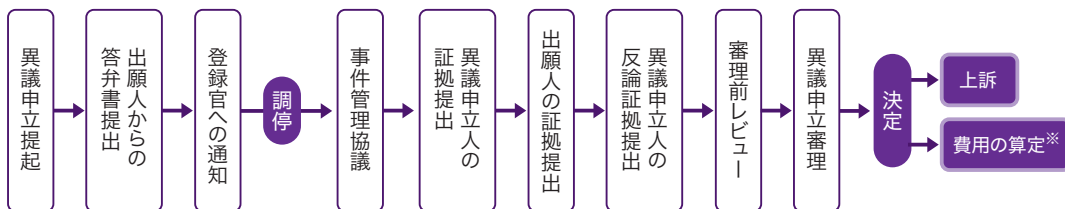
⚠️シンガポールにおいて発見した商標が登録された場合のリスク

すでに商標を使用して販売中	相手方が商標侵害を理由に訴訟を提起するリスクがあります。
販売を計画中	将来的に相手方が商標侵害を理由に訴訟を提起するリスクがあります。
販売計画なし	相手方が商標の真の所有者/創始者として知られるようになり、市場で混乱を招く可能性があります。

対応方法1：異議の申立てを提起する

シンガポールでは、発見した商標の登録に対して異議がある場合、以下の要件でシンガポール知的財産庁に対して申立てを行うことができます。

- 申立期間： 公告日から2か月以内
- 期限の延長： 最大4か月まで延長可能
- 申立てのスケジュール：



*登録官が当事者に当事者間費用を決定した場合で、当事者が登録官による費用の算定を希望する時は、登録官に費用請求書の写し等を提出し算定手続きを申請することができます。

- 申立てできる人： 誰でも提起することができます。
- 現地費用概算： 異議申立書及び異議申立理由の作成と提出に関して予想される費用は、約SGD2,000~2,400(現地費用のみ、雑費別)。
- 日本におけるGI登録(*)が有効となるケース

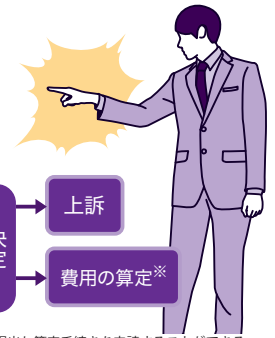
日本で登録されたGIはパリ条約(第4条及び第5条)によりシンガポール内でも保護されており、異議申立てにおける有効な証拠の一つとして提出することが可能です。

* GIとは、「Geographical Indication」の略で、「地理的表示」を意味します。「夕張メロン」のように、名称からその生産地を特定でき、その特性が生産地と結びついていることを特定できる農林水産物・食品等の名称の表示です。

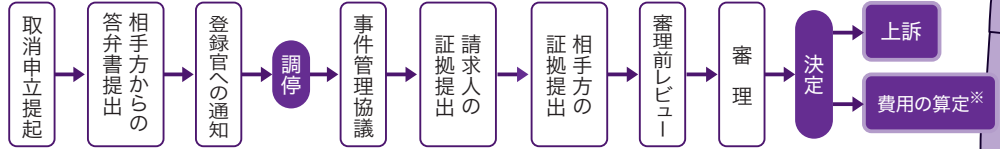


対応方法2：不使用による登録取消を請求する

発見した商標が登録されている場合でも、対象となる商標が正当な理由がなく5年間連続して使用されていない場合は、不使用による登録取消の審判を請求することができます。しかし、登録取消は異議申立てによる登録阻止より難しいため、発見した商標が公告期間中であれば異議申立てを行うことが推奨されます。答弁書が提出された後、登録官は事件管理協議を招集し両当事者が和解の交渉をしているかどうか、していない場合は和解の可能性があるかどうか、又は当事者が調停を検討するかどうかを確認します。和解や調停に至らなかった場合は改めて事件管理協議を招集し当事者へ証拠提出を求めるなどのステップに進みます。



■ 審理スケジュール：



*登録官が当事者に当事者間費用を決定した場合で、当事者が登録官による費用の算定を希望する時は、登録官に費用請求書の写し等を提出し算定手続きを申請することができます。

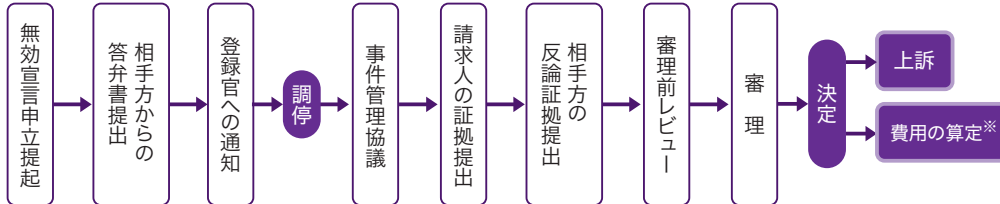
■ 費用概算：

取消しの申立て及び理由書の作成と提出に関して予想される費用は、約SGD1,500~2,400(現地費用のみ、雑費別)。

対応方法3：登録を無効とする審判を請求する

発見した商標が登録されている場合でも、先行権利者または利害関係者は登録後5年以内であれば該当する商標の登録について無効を主張するための審判を請求することができます。しかし、登録無効は異議申立てによる登録阻止より難しく、発見した商標が公告期間中であれば異議申立てを行うことが推奨されます。

■ 審理スケジュール：



*登録官が当事者に当事者間費用を決定した場合で、当事者が登録官による費用の算定を希望する時は、登録官に費用請求書の写し等を提出し算定手続きを申請することができます。

■ 費用概算：

無効の申立て及び理由書の作成と提出に関して予想される費用は、約SGD1,500~2,400(現地費用のみ、雑費別)。

似てるかどうかの判断例

シンガポールでは、対象となる商標の商品またはサービスが先行する商標のものと同一である場合、対象となる商標の登録は認められません。また、消費者の混同性の評価には、商品の性質及びそれらが購入される市場も考慮されます。

外観の類似判断例		
MiChat	Mitalk	類似
MiChat		非類似
Tick different	THINK DIFFERENT	非類似
MONSTER	SWEET MONSTER	非類似

備考(各審判に関するGI登録の利点)

シンガポールでは、地理的表示法(Geographical Indications Act)に基づいてGIを出願することができます。GI登録はGI所有者の権利を強化し、未登録の商標を持つ第三者よりも法的立場が強くなるため、各審判における主張の根拠となり得ます。

本リーフレットは農林水産省の地理的表示保護・監視委託事業により株式会社マークアイが作成しました。記載事項についてのご質問は以下の問合せ先までお願いします。

□ 問合せ先 株式会社マークアイ

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー8F
TEL: 03-6862-9954 FAX: 03-6862-9930
HP: <https://trademark.jp> Email: maff@mark-i.jp

□ 問合せ先 農林水産省 輸出・国際局 知的財産課 地理的表示事業推進班

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-6738-6317
HP: https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_conso/index.html